

令和7年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を、市議会への報告を経て市民の皆様に公表します。

横手市の令和7年度決算に基づく健全化判断比率は、次に示すように国の定める基準を下回っており、資金不足比率についても、公営企業に係る各会計の資金不足は生じていません。

市をとりまく経済情勢は依然厳しい状況ではありますが、財政の一層の健全化を図りながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

1 令和7年度 健全化判断比率 (単位: %)

健全化判断比率	比 率	早期健全化基準	財政再生基準	参考: R6比率
実質赤字比率	—	11.74	20.0	—
連結実質赤字比率	—	16.74	30.0	—
実質公債費比率	9.0	25.0	35.0	8.6
将来負担比率	30.7	350.0		17.4

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がないため、「—」と表示しています。

2 令和7年度 資金不足比率 (単位: %)

会 計 区 分	資金不足比率	経営健全化基準
横手市市営温泉施設特別会計	—	20.0(全会計)
横手市病院事業会計	—	
横手市水道事業会計	—	
横手市下水道事業会計	—	

※いずれの会計も昨年度同様資金不足が生じていないため、「—」と表示しています。

【用語の説明】

健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4比率の総称で、財政の健全化や再生の必要性を判断するためのもの
資金不足比率	病院や水道、温泉などの公営企業における資金の不足額の割合
標準財政規模	標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模
実質赤字比率	標準財政規模に占める普通会計の赤字の割合。黒字の場合は比率なし。
連結実質赤字比率	標準財政規模に占める普通会計、特別会計、公営企業会計の赤字合計の割合。黒字の場合は比率なし。
実質公債費比率	標準財政規模に占める市が負担する起債償還金(企業会計や一部事務組合を含む)の割合。市の収入のうち借金の返済に充てた割合
将来負担比率	標準財政規模に占める市が負担する地方債現在高(企業会計や一部事務組合を含む)、債務負担額、退職手当負担見込額、市が設立した法人等への負担見込額等将来確実に支出される金額の合計の割合。市の借金等が収入の何年分になるかを示す。
早期健全化基準	4つの比率のうち一つでもこの基準以上になると、財政健全化計画を定めて自主的に健全化に取り組まなければならない。
財政再生基準	4つの比率のうち一つでもこの基準以上になると、財政再生計画を定めて国の関与のもとで財政の再生に取り組まなければならない。
経営健全化基準	この数値を超えた公営企業会計は、経営健全化計画を定めて健全化に取り組まなければならない。

健全化判断比率等の対象となる会計

			①実質赤字 比率	②連結実質 赤字比率	③実質公債 費比率	④将来負担 比率	⑤資金不足 比率		
一般会計	普通会計 (一般会計等)	一般会計	↕	↑	↑	↑			
特別会計	公営事業 会計	横手市国民健康保険特別会計		↓	↓	↓			
		横手市後期高齢者医療特別会計							
		横手市介護保険特別会計							
		横手市市営介護サービス事業特別会計							
	うち 公営企業 会計	横手市市営温泉施設特別会計							
		横手市病院事業会計							
		横手市水道事業会計							
		横手市下水道事業会計							
一部事務組合・広域連合		秋田県市町村総合事務組合							
		秋田県市町村会館管理組合							
		秋田県後期高齢者医療広域連合							
地方公社・第3セクター等		株式会社 天下森振興公社							
		株式会社 ウッディさんない							
		株式会社 横手殖林社							